

## 携帯電話の乗換え等サポートワーキンググループ 開催要綱

### 1 目的

本会合は、「デジタル活用支援アドバイザリーボード」（以下、「アドバイザリーボード」という。）の下、携帯電話の利用者のデジタル活用支援の観点から、スマートフォンの契約前、契約時、契約直後などの様々な局面において利用者視点での中立的なサポートがなされる環境整備の在り方について検討を行うことを目的とする。

### 2 名称

本会合は、「携帯電話の乗換え等サポートワーキンググループ」（以下、「WG」という。）と称する。

### 3 検討事項

- (1) 携帯電話の利用者に対するスマートフォンの契約前、契約時、契約直後の中立的なサポートの在り方
- (2) 上記のサポートを行う事業者等に求められる業務体制
- (3) 上記のサポートの提供に従事する職員等が有するべき能力
- (4) 上記のサポートの適切な実施の担保等に資する制度・仕組み 等

### 4 構成及び運営

- (1) 本WGの主査は、アドバイザリーボードの座長が指名する。本WGの構成員は、主査が指名する。
- (2) 主査は本会合を招集し、主宰する。
- (3) 主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- (4) 主査は、必要に応じて、必要と認める者を本会合の構成員又はオブザーバーとして追加することができる。
- (5) 主査は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (6) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本会合を招集し、主宰する。
- (7) その他、本会合の運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

## 5 議事・資料等の扱い

- (1) 本WGは、原則として、公開とする。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本会合で使用した資料及び議事概要は、原則として、総務省のホームページに掲載し公開する。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (3) 本WGについては、原則として議事概要を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

## 6 その他

本会合の庶務は、総務省情報流通行政局情報流通振興課情報流通高度化推進室が行うものとする。

以上